平成２２年（フ）第１１３０号
東京都あきる野市野辺68番地７
債務者　濱中　利幸
１　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２２３号
静岡県富士市岩本2025番地の１　遠藤光一郎方、前住所静岡県富士市松岡1166番地の１　ファミール鳥居106号
債務者　遠藤　照彦
１　決定年月日時　平成22年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月11日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２２４号
静岡県富士市岩本2025番地の１　遠藤光一郎方、前住所静岡県富士市松岡1166番地の１　ファミール鳥居106号
債務者　遠藤　陽子
１　決定年月日時　平成22年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月11日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第４０号
島根県浜田市殿町109番地　６
債務者　小川　直樹
１　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月29日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１３１号
青森県八戸市大字糠塚字平中22番地106　ロイヤルコーポ203、前住所青森県八戸市大字根城字馬場頭６番地13　馬場頭アパート２号
破産者　日当　要男
１　決定年月日　平成22年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第５６号
兵庫県神崎郡市川町澤768番地の１、開始決定時の住所兵庫県神崎郡市川町澤828番地の２
破産者　楠田　善行
１　決定年月日　平成22年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８４号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿835番地
破産者　藤東　由浩
１　決定年月日　平成22年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成１７年（フ）第１０７４号
盛岡市南仙北１丁目13番40―411号、申立時の住所盛岡市中央通３丁目７番18―401号
破産者　井坂　久夫
１　決定年月日　平成22年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７１１号
岩手県紫波郡紫波町高水寺字向畑105番地
破産者　西村冨美江
１　決定年月日　平成22年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１２８号
盛岡市津志田中央３丁目16番５号　コーポM201号、開始決定時の住所盛岡市三本柳23地割75番地44
破産者　赤間　静雄
１　決定年月日　平成22年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２８３号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚2464番地の２
破産者　赤津　秀秋
１　決定年月日　平成22年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第９９号
茨城県日立市南高野町２丁目19番14―105号
破産者　竹部　輝人
１　決定年月日　平成22年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第９９号
茨城県つくば市観音台１丁目28番地９
破産者　江幡　美香
１　決定年月日　平成22年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１００号
茨城県つくば市観音台１丁目28番地９、外国人登録原票上の居住地東京都江戸川区中央２丁目９番18号
破産者　江幡伸治こと　金　　善龍
１　決定年月日　平成22年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１４１号
茨城県小美玉市田木谷1027番地18
破産者　川島　広元
１　決定年月日　平成22年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第８１５号
埼玉県ふじみ野市滝３―２―18、住民票上の住所埼玉県志木市中宗岡２丁目21番22号
破産者　表　　克美
１　決定年月日　平成22年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３８３号
埼玉県入間市小谷田１丁目４番２号
破産者　久保　忠孝
１　決定年月日　平成22年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部